

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成29年6月16日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、NTT東日本のIP通信網サービスの契約者等に対して、以下の業務を営もうとするものである。

① 設備構成

NTT東日本のIP通信網（平成15年総基事第14号による認可に係る「地域IP網」及び平成20年総基事第39号の認可に係る「次世代ネットワーク」をいう。以下同じ。）とは別個に構築又は調達するサーバ設備に、必要に応じ以下を組み合わせたものとする。

- i) 当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線
- ii) 次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）のSNI
- iii) 当該サーバ設備とNTT東日本の業務区域外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した中継伝送区間に係る伝送路

② 提供する業務

以下の役務提供又はこれらを組み合わせた役務提供を行うとともに、当該サーバ設備及びルータ等の通信機器とインターネット又はエリア外のエ

ンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行うもの。

- i) 当該サーバ設備によるアプリケーションサービスの役務提供
- ii) 当該サーバ設備によるユーザデータの複製・保管サービスの役務提供

なお、中継伝送区間に係る伝送路については西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）との相互接続を行う。

おって、本届出は、平成25年2月26日の総務大臣に対する届出に基づき、NTT東日本が活用業務として提供しているアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの拡充を行うものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、サーバ設備を構築又は調達するとともに、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路を調達

することとしており、このための所用の資金は、 円であるとしている。

本件活用業務の実施規模及びNTT東日本の財務状況を踏まえれば、この規模の投資により、NTT東日本の財務を圧迫することは想定できず、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、NTT東日本は、設備については、本件活用業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとし、職員については、現在のIP通信網サービス等に関する業務を行う組織に属する社員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度」

おその程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無といった要素を重点的に考慮することとされている。

これらの要素を重点的に考慮すべき理由は、要素①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西が同市場における市場支配力を他の競争市場において濫用するおその大きいと判断されるためである。要素②については、競争事業者がNTT東西の営む活用業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネ

ネットワーク要素のオープン化の要請が高まることとなるためである。要素③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行う場合、NTT東日本又はNTT西日本の市場支配力と当該電気通信事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあるためである。

各要素についての検討は以下のとおりである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、NTT東日本のIP通信網サービス契約者等を対象とするものとされている。また、本件活用業務は、NGNのSNIを介してサービスを提供する場合もあり、NGNの提供を受けるに際しては、アクセス回線としてNTT東日本が提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが必要である。したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域通信市場のうち、NTT東日本のIP通信網サービスの主たるサービスである光ブロードバンドサービスに係る市場、すなわちFTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域通信市場として、FTTH市場を取り上げることが適当である。

また、本件活用業務は、NTT東日本のIP通信網とは別個にサーバ設備を構築又は調達して提供するものであり、NTT東日本が役務提供や料金設定を行おうとするのは、NTT東日本が構築又は調達するサーバ設備、当該設備とSNIを介してのNGNへの接続、当該設備とインターネットとの間の通信を可能とするために他事業者から調達する通信回線、当該設備とエリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために他事業者から調達する通信回線に係るものであることを踏まえれば、必ずしも通信回線を設置することなく営むことのできるアプリケーションサービス又はユーザデータの複製・保管サービスと同種のものであると考えることができる。このため、これらのサービスについても、競争の進展状況を検証することが適当である。

まず、FTTH市場については、NTT東日本の東日本地域における平成28年3月末のシェア(卸電気通信役務の提供に係るものを含む。)は75.1%であり、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるものの、NTT東日本に対しては、第一種指定電気通信設備に係る規制が適用されている。

アプリケーションサービスの競争の進展状況については、これまでの活用業務に対して総務省が行った確認の内容と同様に、競争事業者においても、市販のサーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット回線を調達等することによって、同様のサービスを提供することが可能であり、現に様々な企業等がサービスの提供を行っている。

ユーザデータの複製・保管サービスについても、アプリケーションサービスと同様に、競争事業者においても、市販サーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット接続回線を調達等することによって、同様のサービスを提供することが可能であり、現に様々な企業等がサービスの提供を行っている。

以上を踏まえれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、地域電気通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、FTTH市場においてNTT東日本が一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、NTT東日本しか利用し得ないようなNTT東日本のネットワークに係る機能を用いたり、NTT東日本のサービスと不適切にバンドルされたアプリケーションサービス又はユーザデータの複製・保管サービスを提供したりする結果、競争事業者が当該機能等を利用しなければ実質的に同等のサービスを提供できなくなるようにすることや、NTT東日本が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、NTT東日本が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害し、もって、FTTH市場における構成的な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②及び③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務の提供に用いるサーバ設備は、NTT東日本のIP通信網とは別個に設置・調達するものであり、本件活用業務はIP通信網の機能と一体として提供したり、このような機能の利用を必須の前提とするものではない。

また、本件活用業務は、NTT東日本のIP通信網サービスの利用者が利

用することが想定されるものの、同届出書によれば、本件活用業務の提供に当たっては、他の電気通信事業者の電気通信回線においてもインターネット接続回線を介して利用可能とするとしている。

一方で、本件活用業務は、サービス内容によってはNGNのSNIを介して提供する場合もあり、当該観点からは、ボトルネック設備と一定の関連性が認められる。

また、本件活用業務の提供に当たってはNTT東日本のIP通信網に固有の機能の利用が必須の前提ではないとされているものの、例えば、NGNのみが実装する機能と併せて提供されることにより、他の電気通信事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限される等の場合には、実質的に本件活用業務のボトルネック設備との関連性が高まる可能性もある。

したがって、上記の観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①及び③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る接続事業者を選定した上で、NTT西日本との相互接続を予定していることから、NTT東西の水平的な市場支配力の結合についての考慮が必要である。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT西日本の市場支配力との結合による競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかという観点から、①及び②の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置及び当該措置に関する総務省の考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、サーバ設備及びルータ等の通信機器、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路を組み合わせて提供するものである。本業務を提供する当社サーバ設備及びルータ等の通信機器は、当社のIP通信網とは別個に構築若しくは調達するものである。

アプリケーションサービスについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等提供しているサービスと同様のものである。

本業務において接続する次世代ネットワークのSNIについては、技術参考資料等によりインタフェース条件を既に開示するとともに、具体的メニューについて契約約款に規定している。インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路については、これらを調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することによりこれまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

なお、次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能※3の対応関係等についても公表し、他事業者が当社の提供するサービスと同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款及び技術参考資料等に規定している。

さらに、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示する等、引き続きオープン化の取組みを積極的に進めていく考えである。

以上の措置により、他事業者も本業務と同様の業務を提供することが可能であると考え。

※3「網機能」とは、網の提供する働きのことをいう。以下同じ。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に用いるサーバ設備及びルータ等の通信機器は、NTT東日本のIP通信網とは別個に構築又は調達するものとしてしている。

アプリケーション及びユーザデータの複製・保管についても、既に市場で普及しているアプリケーション及び技術のほか、他事業者も同様に構築又は調達が可能なものを用いるとともに、上述のとおり、本件活用業務の提供に当たっては、IP通信網固有の機能の利用は必須としないとしている。

NGNのSNIについては、技術参考資料等によりインタフェース条件が開示され、具体的メニューについて契約約款に規定されている。

また、インターネット接続回線及び中継伝送区間に関する伝送路を調達する場合には、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしている。

さらに、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、当該事業者との間でその実現方法や利用条件等について誠実に検討・協議を進め、接続した場合には、当該接続条件を開示すること等により、オープン化の取組を積極的に進めていくとしている。

したがって、この限りにおいて、また、公募調達の透明性・公平性が確保される限りにおいて、本件活用業務が、ネットワークのオープン化に係る措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いるサーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路の公募調達においてインタフェース条件等を開示しているものである。

また、本業務において接続する次世代ネットワークのSNIについては、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既の開示するとともに、具体的メニューについて契約約款に規定している。

なお、次世代ネットワークに関しては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定・開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能の対応関係等についても公表しており、他事業者が当社の提供するサービスと同様のサービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

さらに、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めな

いものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に用いるサーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路の公募調達においてインタフェース条件を開示しているとしている。

NGNのSNIについては、技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件が開示され、具体的メニューについて契約約款に規定されている。

さらに、他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えであるとしている。

したがって、この限りにおいて、本件活用業務の提供に当たってNTT東日本のIP通信網に固有の機能の利用を必須としないとしていること等も併せ考えれば、本件活用業務が、ネットワーク情報の開示に係る措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務について、他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、機微情報に配慮しつつ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性を確保する考えである。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバに関する区間毎の芯線空き状況等の情報、局舎コロケーションに関するスペースの空き状況等の情報及び加入光ファイバに関する提供可能エリア、光配線区画に係る電柱等の位置情報並びに開通工事の完了情報等を、他事業者向けに開示しており、他事業者との同等性は確保されているものとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセスに係る要望があった場合には、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保する考えであるとしている。

この限りにおいて、本件活用業務が、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成27年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、顧客情報監理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。総務省は、平成28年6月30日にこの旨を記載した禁止行為規定遵守措置等報告書の提出を受けており、その内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害することがある場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、本件活用業務が、営業面でのファイアーウォールの確保のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支について、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、不当な内部相互補助の防止は確保されると考えられ、本件活用業務が、不当な内部相互補助の防止のための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、サーバ設備及びルータ等の通信機器、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路を組み合わせるものであり、他事業者も提供可能なものである。

サーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路の公募調達においてインタフェース条件等を開示しており、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

本業務の提供に当たり次世代ネットワークのSNIに接続する場合には、関連事業者が接続する場合と同等の条件及び費用負担により接続することから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

また、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路を含め接続により料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、公平性を確保する考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に用いるサーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路の公募調達においてインタフェース条件を開示しており、オープンな接続性を確保し、十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えであるとしている。

また、本件活用業務が届出書に記載された範囲内で行われる限り、競争事業者が同種の業務を営む際に、NTT東日本のネットワークに特有の機能の利用が必須であることはなく、競争事業者もサーバ設備やインターネット接続回線等の調達等を通じて同様の業務を営むことが可能であるほか、本件活用業務をNGNのSNIを介して提供する場合には、競争事業者が利用する場合と同等の条件及び費用負担で接続するとしている。

さらに、NTT東日本は、本件活用業務の提供に当たって、中継伝送区間に係る接続事業者を介して、NTT西日本のネットワークと接続することを予定しているため、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずることが求められるが、この点について、NTT東日本は、NTT西日本とは別個の設備を構築するとともに、NTT西日本と排他的な共同営業を行う考えはないとしている。加えて、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みると、本件活用業務におけるNTT西日本との連携に係る技術的条件に関する取決めが、競争事業者との相互接

続に支障を及ぼすおそれが直ちに生じるものではないと考えられる。

このため、上記の各措置が講じられている限りにおいては、本件活用業務が、関連事業者の公平な取扱いのための措置の不足を理由として、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされるおそれがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

上述の項目①から⑥までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。